

① 機械の使用状況の特定について

機械の使用状況を特定する際に、「優秀な労働者が使用する」という前提を置いてはならない。どのように優秀な者であっても、常にその状態を維持できるわけではないし、また、最近の労働者の雇用状態からは、全くの未熟練者や日本語のわからない外国人などが作業場所に存在することは珍しくない。

機械の設計製造者にとっては、この段階は当該機械についての「使用等される状況の特定」の作成の段階になる。機械の設計に当って、「機能仕様」については必ず作成するにとかかわらず、「使用等される状況の特定」について十分検討している例は少ないように見られる。「使用等される状況の特定」については、付録2【手順1】に簡単な説明を付けてあるので参考されたい。

② 危険源（ハザード）の同定について

危険源（注：労働安全衛生法第28条の2及び同上に基づく指針では、「危険性又は有害性」という用語を使用している。）を漏れなく抽出することが、リスクアセスメントを適切に実施する上で最も大切なことである。

この方法として、機械の設計製造者にとっては、JIS B 9702（機械類の安全性－リスクアセスメントの原則）の附属書Aに示されている「危険源・危険状態及び危険事象」の表を利用した「同定」による例が多くあり、これが現在では標準化された手法として推奨されている（詳細は付録2参照）。

機械使用者にとってもこの「同定」の手法を利用する事が、標準化の観点からも推奨されるものであるが、機械使用作業に伴う各事業場特有の様々な条件との関係から、この手法のみによることが難しいという現状もあり、このデータ集の各事例でも、いろいろな手法を開発して使用している。本データ集の利用者各位も、上記の「同定」手法を中心に考えながら、個々の事業場に応じた適切と思われる手法を開発するよう努めることが望まれる。

③ リスクの見積りについて

リスクの見積りの方法にはいろいろな手法があり、いずれを選択するかは、各事業場の判断でよい。一般的な手法として、以下の3つがある。なお、本データ集の付録2では下記の「ア」を紹介しているが、これは単なる例示であって、この手法を特に推奨しているわけではない。

- ア 負傷又は疾病の重篤度とそれらが発生する可能性の度合を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ重篤度及び可能性の度合に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積る方法（マトリクス法）
- イ 負傷又は疾病の発生する可能性とその重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等してリスクを見積る方法（加算法および積算法）
- ウ 負傷又は疾病の重篤度及びそれらが発生する可能性等を段階的に分岐していくことによりリスクを見積る方法（枝分かれ図又はリスクグラフ法）

④ リスクの再評価について

リスクアセスメントの最後に、リスクの再評価まで的確に実施している例は極めて少ない